11の５　建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請　１件につき次の表に掲げる額

区分				手数料の額
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項から第11の６の２項までにおいて「基準省令」という。）第４条第３項第２号若しくは第13条第３項第２号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅		5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定に係る戸数（以下この項及び次項において「判定戸数」という。）が１戸のもの	5,000円
			判定戸数が２戸以上５戸以下のもの	10,000円
			判定戸数が６戸以上10戸以下のもの	17,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
			判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	88,000円
			判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	139,000円
			判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	176,000円
			判定戸数が 301戸以上のもの	188,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第４条第３項第１号若しくは第13条第３項第１号の規定を適用する建築物又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が 2,000平方メート	87,000円

		13条第３項第２号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。）	ルを超え 5,000平方メートル以内のもの	
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	87,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

		その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	87,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第１項第１号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次項において単に「市長が定める基準」とい

				う。）による判定にあっては18,000円、その他の基準による判定にあっては37,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が１戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては18,000円、その他の基準による判定にあっては37,000円
			判定戸数が２戸以上５戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては35,000円、その他の基準による判定にあっては75,000円
			判定戸数が６戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては51,000円、その他の基準による判定にあっては 106,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては75,000円、その他の基準による判定にあっては 150,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 112,000円、その他の基準による判定にあっては 215,000円
			判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 171,000円、その他の基準による判定にあっては 309,000円

			判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 243,000円、その他の基準による判定にあっては 418,000円
			判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 315,000円、その他の基準による判定にあっては 549,000円
			判定戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては 358,000円、その他の基準による判定にあっては 644,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第４条第３項第１号又は第13条第３項第１号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	118,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	149,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	195,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	304,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	390,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	466,000円

			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	543,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、その他の基準による判定にあっては 246,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 120,000円、その他の基準による判定にあっては 309,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 158,000円、その他の基準による判定にあっては 399,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 256,000円、その他の基準による判定にあっては 569,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 334,000円、その他の基準による判定にあっては 701,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 402,000円、その他の基準による判定にあっては 829,000円

			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 471,000円、その他の基準による判定にあっては 946,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	20,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	40,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	103,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	193,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	239,000円
		その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、その他の基準による判定にあっては 246,000円

			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 120,000円、その他の基準による判定にあっては 309,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 158,000円、その他の基準による判定にあっては 399,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 256,000円、その他の基準による判定にあっては 569,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 334,000円、その他の基準による判定にあっては 701,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 402,000円、その他の基準による判定にあっては 829,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 471,000円、その他の基準による判定にあっては 946,000円
		その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	20,000円

			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	40,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	103,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	155,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	193,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	239,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第13条第３項第２号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものの場合	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が１戸のもの	3,000円
			判定戸数が２戸以上５戸以下のもの	6,000円
			判定戸数が６戸以上10戸以下のもの	10,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	53,000円
			判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	83,000円
			判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	106,000円

			判定戸数が 301戸以上のもの	113,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第４条第３項第１号若しくは第13条第３項第１号の規定を適用する建築物又は基準省令第４条第３項第２号若しくは第13条第３項第２号の規定を適用する建築物であって、判定に係る部分が共用部分のみのものに限る。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	17,000円

			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
		その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	130,000円

	その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基準による判定にあっては 9,000円、その他の基準による判定にあっては19,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	判定戸数が１戸のもの	市長が定める基準による判定にあっては 9,000円、その他の基準による判定にあっては19,000円
			判定戸数が２戸以上５戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては18,000円、その他の基準による判定にあっては38,000円
			判定戸数が６戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては27,000円、その他の基準による判定にあっては55,000円
			判定戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては40,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円
			判定戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては60,000円、その他の基準による判定にあっては 112,000円
			判定戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、その他の基準による判定にあっては 163,000円

			判定戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 135,000円、その他の基準による判定にあっては 223,000円
			判定戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあっては 175,000円、その他の基準による判定にあっては 292,000円
			判定戸数が 301戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては 197,000円、その他の基準による判定にあっては 341,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（基準省令第４条第３項第１号又は第13条第３項第１号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	60,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	76,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	100,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	160,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	209,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	250,000円

			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	293,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては48,000円、その他の基準による判定にあっては 124,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては61,000円、その他の基準による判定にあっては 156,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては82,000円、その他の基準による判定にあっては 202,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 136,000円、その他の基準による判定にあっては 293,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 181,000円、その他の基準による判定にあっては 364,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 218,000円、その他の基準による判定にあっては 432,000円

			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 257,000円、その他の基準による判定にあっては 494,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11,000円
			床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	23,000円
			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	60,000円
			床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000円
			床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
			床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	141,000円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの		市長が定める基準による判定にあっては48,000円、その他の基準による判定にあっては 124,000円

		床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては61,000円、その他の基準による判定にあっては 156,000円
		床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては82,000円、その他の基準による判定にあっては 202,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 136,000円、その他の基準による判定にあっては 293,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 181,000円、その他の基準による判定にあっては 364,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 218,000円、その他の基準による判定にあっては 432,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 257,000円、その他の基準による判定にあっては 494,000円
	その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	16,000円

		床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	23,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	113,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	141,000円